

# 松江市ガス事業 民営化基本方針

お客様説明会（令和5年11月）

# 松江市ガス事業の沿革

民間による事業創始

大正元年 山陰ガスがガス供給を開始

大正6年 第1次世界大戦などの影響により廃業

市による事業開始

昭和5年 市がガス供給を開始

昭和35年 プロパンガスの供給を開始

昭和38年 原料…石炭↓ナフサ

昭和54年 松江市ガス局に改称  
原料…ナフサ↓ブタン

平成10年 供給戸数がピークとなる  
(1万6千2百26戸)

平成12年 ガス局移転(向島町↓平成町)  
橋南地区を天然ガスに転換

平成13年 旧松江市行財政改革大綱に  
「ガス事業の民営化」を掲載

平成14年 経営検討委員会を設置

平成16年 橋北地区を天然ガスに転換

平成17年 経営検討委員会を設置

令和元年 経営検討(検証)委員会を設置

# 民営化検討の経緯

## ガス事業経営検討委員会 外部委員会：H14.7月～H15.2月

- ・民営化の方向で検討すべきである
- ・H17年度以降に再度、具体的に検討すべきである
- ・H22年度以降の単年度黒字化に向かって努力すること（H22決算以降経常黒字）

## ガス事業経営検討委員会 外部委員会：H17.12月～H18.11月

- ・民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること
- ・民営化方式は、事業譲渡方式の採用が望ましい
- ・民営化時期は、事業価値が企業債残高に資産価値を加えた額を上回る時期が望ましい

## ガス事業経営検討（検証）委員会 外部委員会：R元.5月～R元.9月

令和元年10月に市長へ報告

- ・一般的な事業価値の算出法であるディスカウントキャッシュフロー法などを用いて算出した価値が負債を上回る時期が来ている状況から、ガス事業の民営化を実現する時期を迎えたと考える

令和3年春以降

平成29年の都市ガス小売り全面自由化以降に民間譲渡を実施した自治体にかかる調査や、本市ガス事業にかかる事業価値の算定などを行ってきた

# 松江市ガス事業民営化手続きの流れ

令和3年4月 現市長就任

平成29年の都市ガス小売全面自由化以降に民間譲渡を実施した自治体にかかる調査や、本市ガス事業にかかる事業価値の算定などを実施

令和5年2月 市長議会答弁

「事業環境は年々厳しさを増していることから、本市ガス事業の在り方について早期に結論を得ることが必要であるものと認識しております。今後速やかに必要な検討を進めてまいります。」

令和5年7月

都市ガスのお客様に、本市ガス事業を取り巻く状況について資料を配布

令和5年8月

市長定例記者会見

2日

民間譲渡が最良の選択

29日

民営化基本方針を発表

令和5年9月

すべてのお客様に、8月の市長定例記者会見の内容をお知らせ

9月議会

「松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例（案）」を提出

↓ 閉会中の継続審査

「松江市ガス事業譲渡先選定委員会」が設置されると、具体的な民営化手続きを開始する

スケジュール、公募条件等は「松江市ガス事業譲渡先選定委員会」で決定

# 民営化の必要性

## 本市都市ガス事業の現況

- ・顧客数は直近10年間で12.9%減少
- ・供給区域内利用率は3割を下回り、公営ガス事業者17者中最下位水準
- ・販売量は10年前と比較して6.3%減少
- ・顧客数や販売量の減少を止めることができなければ料金値上げを検討せざるを得ない状況、先行きは非常に厳しい

## 公営ガス事業の限界

- ・民間都市ガス事業者は「ガス・電気セット割引」をはじめとする多様なサービス提供によりお客様の満足度向上を図るが、公営ガス事業者は原則としてガス販売しかできない
- ・全国の多くの地域で、民間事業者が都市ガスを供給（公営ガス事業者 平成10年：70者⇒現在：17者）

## 都市ガス事業を取り巻く環境の変化

- ・電気・ガス小売全面自由化により、総合エネルギー市場が創出され、各インフラ分野を組み合わせたサービス提供が進展
- ・菅首相（当時）の「2050カーボンニュートラル宣言」を受け、都市ガス業界は原料を天然ガスから「e-methane（合成メタン）」に転換する方針

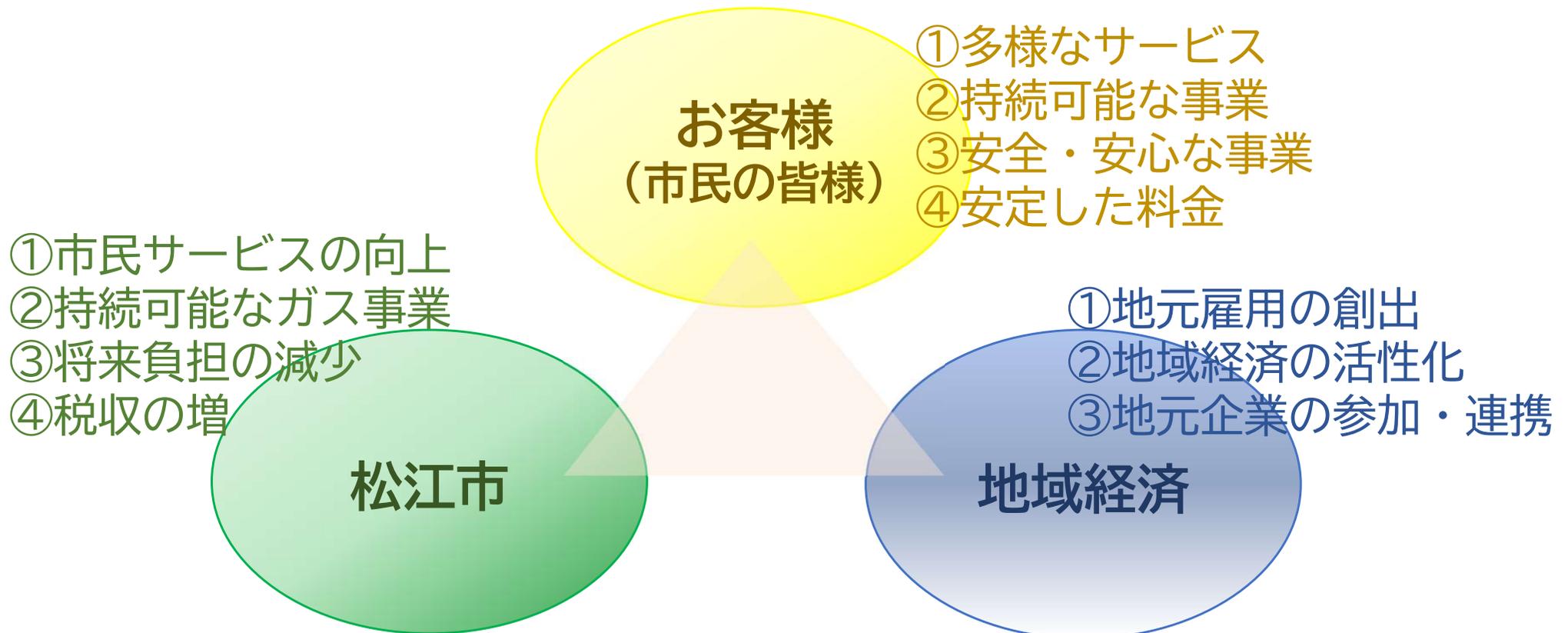
したがって

人口減少・カーボンニュートラルなどの環境変化に迅速・柔軟に対応し、時代に即した「**多様なサービスの提供**」や、「**地域活性化への貢献**」を果たしうる経営形態への移行＝「**民営化**」が必要

# 民営化の目的・理念

本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること

お客様・地域経済・松江市の「三方よし」の持続可能な都市ガス事業の実現を図る



# 民営化の基本的考え方

## 安全・安心で安定した供給の確保

- ・現在の保安水準を維持・向上し、安定的かつ継続的なガス供給（原料調達を含む）を行うこと
- ・ガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること

## お客様へのサービス内容と満足度の向上

- ・ガス料金の水準が安定的に推移するよう、経営の効率化と透明性の確保を図り、多様なサービスの提供などを通じて、お客様満足度の向上を図ること

## 公益性及び安定した経営基盤の確保

- ・都市ガス事業に求められる公益性を認識し、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること

## 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立

- ・職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を確実に継承するなど、適切な経営体制を整えること

## 地域経済の活性化

- ・地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を展開すること
- ・地元雇用の拡大に努めるとともに、地域経済に貢献すること

## 本市との緊密な連携

- ・本市の政策（松江市総合計画 - MATSUE DREAMS 2030 - 等）に協調した事業展開を図ること

# 民営化の手法

- 施設及び営業権のすべてを民間事業者へ売却する「**完全譲渡**」を基本とする。
- 「**公募型プロポーザル方式**」を採用する。公募条件、評価基準は、譲渡先選定委員会において決定する。
- 公募開始から優先交渉権者決定までに概ね1年程度、民営化前の引継ぎに概ね1年程度が見込まれる。公募手続きのスケジュールは、譲渡先選定委員会において決定する。
- 適正な事業価値評価に基づき、**最低譲渡価格を設定する**。
- 上記の詳細は、**譲渡先選定委員会**を設置のうえ策定する。
- 事業譲渡日以降も履行期間が残る既存の契約・覚書等については、原則として当該契約等にかかる本市ガス局の地位を事業継承者が継承する。
- 原則として本市は、**事業継承者の経営への関与は行わない**。ただし、譲渡契約書及び事業提案内容の履行確認を行うため、一定期間、事業継承者に本市への報告を求める。
- 本市ガス事業の民営化を円滑に推進するため、市報松江、ホームページ等により、本市ガス局のお客様や市民、関連事業者などへ、民営化の進捗等についてお知らせする。

# 最後に

- 都市ガスの縮小
  - 人口減少によるお客様の減少
  - 脱炭素に向けた機器の効率化による需要の減少
  - ✓ 電気小売りによる総合エネルギー産業化
  - ✓ リフォームへの参入によるガス利用の提案
  - ✓ ご家庭へ訪問する事業形態を活かした水回り駆け付けサービスなどで収益増
- 公営ではできないことを民間にお願いし、都市ガス事業の継続を図ります。
- 先例市（福井市、金沢市）を参考に料金水準の維持を図ります。
  - 公募条件：5年
    - ⇒ 10年の提案
  - 割安なメニューの導入
    - ⇒ 電気セットプラン
    - ⇒ ガスファンヒータープラン（福）
    - ⇒ 衣類乾燥機プラン（金）
    - ⇒ 一般料金値下げ（金）
- ガス事業法により、『経理的基礎及び技術的能力』がある事業者が許可基準となっています。